

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年11月22日

金沢地方法務局輪島支局

登記官 河村 朋 幸

記

意見又は資料の提出先

〒921-8505

金沢市新神田四丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎内

金沢地方法務局不動産登記部門

電話：（076）292-7825（直通）

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
2203-2024-0001	珠洲市正院町正院壺七部	3-乙	墓地	13
2203-2024-0002	珠洲市正院町正院壺七部	73-1	畑	257
2203-2024-0003	珠洲市正院町正院壺七部	73-2	宅地	249・75
2203-2024-0004	珠洲市正院町正院壺九部	65	宅地	165・28
2203-2024-0005	珠洲市正院町正院壺九部	74-1	畑	247
2203-2024-0006	珠洲市正院町正院壺九部	89	宅地	119・00
2203-2024-0007	珠洲市正院町正院式〇部	30	宅地	195・04
2203-2024-0008	珠洲市正院町正院式式部	33	ため池	59
2203-2024-0009	珠洲市正院町正院式式部	41	宅地	1623・14